

○国土交通省告示第六百六十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十九条の二十三第一項の規定により、揮発性物質放出規制港湾を指定したので、同法第十九条の二十三第四項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣 前田 武志

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十三第一項規定に基づき指定した、各国ごとの揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域

国名	指定港湾の名称	指定港湾区域
The Netherlands（オランダ王国）	Amsterdam（アムステルダム港） Rotterdam（ロッテルダム港）	全域 Botlek Tank Terminal Rubis
		ETT Argos
	Moerdijk（ムールデイク港）	Afvval Stoffen Terminal Moerdijk ATM Shell Chemine Moerdijk

		Den Hartoch Moerdijk bv
	Terneuzen (テルヌーゼン港)	Dow Benelux BV Terneuzen
		Oilanking Terneuzen BV.
	Groningen (フローニンゲン港)	VOPAK
	Viissingen (フリッシンゲン港)	Zeeland refinery
The Republic of Korea (大 韓民国)	Busan (プサン港)	全域
	Incheon (インチョン港)	全域
	Pyeongtaek (ピョンテク港)	全域
	Dangjin (ダンジン港)	全域
	Ulsan (ウルサン港)	全域
	Yeosu (ヨス港)	全域
	Kwangyang (クワンヤン港)	全域
	Daesan (テサン港)	全域

○国土交通省告示第六百一六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の十七の十三の規定に基づき、揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣 前田 武志

揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

（揮発性物質放出規制対象船舶）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の十三の告示で定める船舶は、別表の揮発性物質放出規制港湾の欄に掲げる港湾ごとにそれぞれ同表の総トン数の欄に掲げる総トン数の船舶であつて、同表の貨物の種類の欄に掲げる貨物の積込みを行うものとする。

別表

揮発性物質放出規制港湾		総トン数	貨物の種類
国名	指定港湾の		
	指定港湾区域		

The Netherlands (オランダ王国)	名称	Amsterdam (アムステルダム港)	全域	総トン数は 限定しない	揮発性有機化合物（メタンを除く。）を放出する貨物であって、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が1キロパスカル以上となるもの
		Rotterdam (ロッテルダム港)	Bottlek Tank Terminal Rubis ETT Argos	総トン数は 限定しない	揮発性有機化合物を放出する貨物であって、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの
	Moerdijk (ムールデアイク港)	Afval Stoffen Terminal 1 Moerdijk ATM Shell Chemine Moerdijk	Den Hartoch Moerdijk	総トン数は 限定しない	揮発性有機化合物を放出する貨物

		bv			揮発性有機化合物を放出する貨物
	Terneuzen (テルヌーゼン港)	Dow Benelux BV Terneuzen Oil tanking Terneuzen BV.	100,000トン以下		
	Groningen (フローニンゲン港)	VOPAK	総トン数は限定しない		揮発性有機化合物質（メタンを除く。）を放出する貨物であつて、摂氏20度における蒸気圧が1キロパスカル以上のもの又は特定の状況において蒸気圧が1キロパスカル以上となるもの
	Vlissingen (フリッシンゲン港)	Zeeland refinery	9,000トン以上		揮発性有機化合物質を放出する貨物
The Republic of	Busan (プサン港)	全域	400トン以上		原油、ガソリン又はナフサ

Korea ( ) 大韓民国 )					
Incheon (インチョン港)	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		
Pyongtaek (ピョングテク港)	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		
Dangjin (ダンジン港)	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		
Ulsan (ウルサン港)	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		
Yeosu (ヨス港)	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		
Kwangyang	全域	400トン以上	原油、ガソリン又はナフサ		

(クアレンヤ ン港)	全域	上	原油、ガソリン又はナフサ
		400トン以 上	
Daesan (テサン港)			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる項は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表指定港湾の名称の欄中「Groningen (フローニンゲン港)」の項 平成二十四年七月一日
- 二 別表指定港湾の名称の欄中「Daesan (テサン港)」の項 平成二十七年五月二十日（同日前に建造され又は建造に着手された船舶にあっては、平成三十年五月二十日）